

匝瑳市介護支援事業所つばき重要事項説明書

1. 匝瑳市介護支援事業所つばきの概要

(1) 事業所名・所在地・電話番号・指定事業者番号及びサービス提供地域

事業所名	匝瑳市介護支援事業所 つばき (特定事業所加算 I 取得事業所)
所在地 電話番号	匝瑳市八日市場イ 1304 番地 (国保匝瑳市民病院内) 電 話 0479-79-1262
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (千葉県 1271900019 号)
法人種別	匝瑳市
代表者名	匝瑳市民病院事業管理者 菊地 紀夫
サービスを提供する地域	匝瑳市・山武郡横芝光町・香取郡多古町 (交通費無料) 上記以外の地域の方も御希望があれば対応致します。

(2) 事業所の職員体制

介護支援専門員 6名

従業員の職種	区 分	業 務 内 容	人数
管理者	常勤	事業所の運営および業務全般の管理	1名
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に関わる業務	3名
介護支援専門員	常勤 非常勤	居宅介護支援サービス等に関わる業務	2名 1名

(3) 営業日及び営業時間

月～金曜日 8時30分～17時15分

土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)を除く

(4) 24時間対応体制及び連絡先

当事業所は、24時間対応体制をとっています。状況に応じて時間外でも対応致します。

ご連絡頂いた際は、担当ケアマネジャーより折り返し連絡致します。

営業日 0479-79-1262 (事業所直通)

休業日 0479-72-1525 (国保匝瑳市民病院)

2. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

(1) 介護保険申請を確認し、契約書を取り交わす。

(2) 情報収集

自宅を訪問し、利用者及び家族に面談し、解決が必要な課題をとらえる。又、意向や希望のサービスを確認し、必要なサービスの提案をする。

(3) 利用サービスの決定、サービス提供事業所の選定及びサービス量の検討

サービス提供事業所の選定にあたり、ケアマネジャーは、公正中立の確保を図る観点から複数の事業所の情報を提供し、利用者、家族に選択していただき、同意のもとでサービス事業所を決定する。当介護支援事業所のケアプランの訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護）、福祉用具貸与の利用状況は6か月ごとに別紙で提示する。

(4) サービス担当者会議の開催

新規サービス利用時、介護保険更新時、区分の変更時、その他必要に応じて、利用者及び家族、サービス提供者等を招集してサービス担当者会議を開き、サービス担当者や他職種の意見を取り入れ、情報を共有し、サービス計画に反映する。

(5) 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の原案を作成後、利用者、家族に説明し、同意を頂き、署名、捺印を頂く。その後、各サービス提供者へ配布。

(6) 毎月モニタリング

月に一度は必ず訪問し、目標の達成状況や新たな課題の確認等を行い、必要に応じサービスの調整を行う。目標の変更や追加があれば、サービス計画の変更や修正を行う。

(7) 入退院時の医療機関との情報交換

入退院時は、医療機関と連携し、情報交換を行い、退院後のサービス計画に反映する。

※入院時は、御家族より、担当ケアマネジャーの氏名を医療機関にお伝えください。

3. 利用料金

(1) 利用料

自己負担はありません。要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されます。

基本料金	要介護 1. 2	10,860 円／月
	要介護 3. 4. 5	14,110 円／月

※保険料の滞納がある方や介護保険が未申請又は、認定結果が出ていない方が、急ぎで介護保険サービスの利用が必要な場合は（特例居宅介護サービス費）利用料を一時立て替えて頂くことがあります。1ヶ月につき要介護度に応じた金額をいただくことがあります。その際は、当介護支援事業所よりサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を、後日、市町村の介護保険担当窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

匝瑳市・山武郡横芝光町・香取郡多古町の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費は無料です。この地域以外にお住まいの方は、サービス提供地域を超えた距離分の交通費となります。

1回の訪問につき（消費税別途）	2km以下	100円
	3km以下	150円
	4km以下	200円

1km増すごとに50円増しとなります。（上限 10キロメートル 500円）

(3) 加算等（自己負担はありません）

- ・ 初回加算 3,000円
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ）入院当日の情報提供 2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）入院後3日以内（入院日含む）の情報提供 2,000円
- ・ 退院退所加算（医療機関との連携方法と回数により）4,500円～9,000円
- ・ ターミナルケアマネジメント加算（24時間対応体制、他要件有り）4,000円
※主治医やサービス事業者と連携し、状態の変化に応じた適切なケアマネジメントが必要です。ターミナルケアマネジメント加算は、利用者及び家族の同意を頂いています。 同意する口 同意しない口
- ・ 事業所体制加算
特定事業所加算（Ⅰ）5,190円/件/月
特定事業所加算（Ⅱ）4,210円/件/月
特定事業所加算（Ⅲ）3,230円/件/月
特定事業所加算（A）1,140円/件/月
- ・ 通院時情報連携加算 500円

(4) 解約料

当介護支援事業所との関わりを解約したい場合は、いつでもお申し出下さい。

解約料は無料です。

また、担当の介護支援専門員に関しても、御要望に沿わない場合は、担当の変更を致しますので、お申し出下さい。

(5) その他

介護保険の申請に関しても代行サービスを行います。費用はかかりません。

(6) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求にお伺いしますので、お支払い下さい。領収書を発行致します。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お申し込み後、担当介護支援専門員がお伺い致します。契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当介護支援事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護認定の見直しで要介護認定区分が非該当（自立）・要支援と認定された場合
- ・ 介護保険サービスのご利用中止から3ヶ月が経過した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

本契約を継続し難いほどの暴言、暴力、営業妨害等の背信行為が生じた場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5. 当介護支援事業所の特徴等

当介護支援事業所は、「特定事業所加算取得事業所」の認可を受けています。

「特定事業所加算取得事業所」とは中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施する事業所を評価したものであり、地域全体のケアマネジメントの質の向上にも貢献する事業所です。

(1) 事業の目的と運営の方針

介護支援専門員は、介護を受ける方ができるだけ自宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、生活全般にわたる介護支援サービスの提供に努めます。又、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づいて、適切な保健医療および福祉のサービスが総合的かつ効果的に提供されるよう努めます。

(2) 事業の内容についての十分な説明

サービスの開始導入にあたり充分ご理解いただける様、事前に書面をもって説明するよう努めます。

(3) サービスの質の向上の為の方策

質の高いサービスが提供できるよう常に努力していくことはもとより、必要に応じ勉強会の開催や研修会に参加していく機会を積極的に計画していきます。

6. 業務継続計画

感染症や災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、災害に備えて、研修、訓練等を行います。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村、関係医療機関などへ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 高齢者虐待防止について

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施し、人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。

(2) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

9. 感染症対策について

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(2) 職員に対し、感染症の予防まん延防止のための研修、訓練を定期的を実施します。

(3) 感染症の予防及びまん延防止に関する担当者を置きます。

10. サービス内容に関する苦情窓口

(1) 当介護支援事業所に関するご相談・苦情および居宅介護サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者 塚本 典子 TEL 0479-79-1262

(2) 当介護支援事業所以外に、下記の相談・苦情窓口に伝えることができます。

匝瑳市

匝瑳市役所 高齢者支援課 介護保険班 TEL 0479-73-0033

横芝光町

横芝光町 福祉課 介護班 TEL 0479-84-1257

多古町

多古町保健福祉センター TEL 0479-76-3185

他市町村

TEL

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL 043-254-7428

12. その他

当介護支援事業所は、介護支援専門員や看護学生等の実習及び研修を受け入れており、利用者様のご自宅に同行訪問させていただくこともございます。個人情報保護に関しましては、秘密保持を遵守いたします。なお、同行訪問をお断りいただいても不利益が生じることはございません。

実習や研修の同行訪問の受け入れ 可

不可

『匝瑳市介護支援事業所つばき』の居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者

所在地 匝瑳市八日市場イ 1304 番地

名称 匝瑳市介護支援事業所 つばき

説明者 印

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印 (続柄)

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、「匝瑳市介護支援事業所つばき」が、私及び家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で取得し、使用及び介護サービス事業者等に提供することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護サービス計画等を作成するため
- (2) サービス事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス担当者に対する照会(依頼)のため
- (3) 医療機関、施設、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- (4) 主治医の意見を求める必要のある場合
- (5) 事業者内のカンファレンスのため
- (6) 地域包括支援センターへの情報提供
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 緊急を要する時の連絡等の場合
- (9) 在宅において行われる実習及び研修への協力

3. 使用条件

個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。

年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

家 族 住 所

氏 名

印

続 柄 (利用者との関係)